

令和5年第4回定例会 総務経済委員会 委員長報告

おはようございます。ご報告申し上げます。

今期定例会において、総務経済委員会に付託された案件は**議案6件**であります。

当委員会に付託された**議案**の審査の結果につきましては、議長に提出したものの写しが、お手元に配付されていると思いますので、あわせてご参照ください。

当委員会は、11月29日に関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

これより付託表の順序に従い、その審査の経過と結果について申し上げます。

初めに、**議案第74号 狭山市消費生活センター条例の一部を改正する条例**について申し上げます。

○消費生活相談員の合格率は、との質疑に、

●昨年で30%程度、との答弁。

○国家資格について、県内にどの程度いるのか、との質疑に、

●昨年度の試験では、埼玉県内で15名の合格者がいることを確認している、との答弁。

○半年間欠員状態続いている理由は、との質疑に、

●30代から40代の相談員の資格者は、給料が割と安く、雇用の不安定なところが理由で希望しない状況があり、この年代の応募者数が減少していると考えている。また、相談員の業務は専門性が高く資格取得後も勉強する必要がある、ハードクレーマー等の相談も増加しているため、相談員が心身ともに疲弊し、給料に見合わない資格と思われる。さらに、消費生活センターの求人自体が、いつ出るか分からないこともあり、全体的に応募者が減ってきているのではないかと、との答弁。

○報酬について近隣市では、同様な報酬になっているのか、との質疑に、

●雇用形態は、全国的に76%は会計年度任用職員という形になっている。報酬の金額については近隣市で調べたところ、同程度の金額になっている、との答弁。

○今回の条例の改正と同じような事を他の自治体でもやった事例はあるのか、との質疑に、

- 近隣市で、今欠員が生じ、緊急でこのように条例改正を行っているのは狭山市だけである、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 狭山市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例については、質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 狭山市消防団条例の一部を改正する条例について申し上げます。

○機能別団員の活動には、ドローンやモトクロスバイク、音楽隊などがあるとのことだが、ほかに何か挙げられるものは、との質疑に、

- 全国的に見ると外国語のサポートを機能別として採用しているところもあると聞いているが、消防団OBや消防職員OBの採用が全国的に多い、との答弁。

○機能別団員は、狭山市在住の方に限らず近隣市でも狭山市で働いていれば入団できるのか、との質疑に、

- 基本、団員の方と一緒に、在住、在勤、在学の18歳以上の方を対象としている、との答弁。

○狭山市消防団条例 第5条の3に「機能別団員は、市長が定める特定の職務に従事する団員とする。」とあるが、「特定の職務」については、既に定められているのか、との質疑に、

- 現在、特定の職務については、消防団と協議しており、まだ明文化して定めていない、との答弁。

○機能別団員の「特定の業務」については、しっかりと明文化をして進めてほしい、との意見。

○今後、消防団の定数333名の中で、基本団員は、何名が定員になるのか。また、機能別団員の定員を定めるのか。定めるのであれば何名なのか、との質疑に、

- 基本団員は、明確な定数ではなく、333名という狭山市消防団員の全体の枠の中で採

用していく。また、機能別団員については、この定数の枠の中で、おおむね30名程度を目指して進めていく、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 狭山市市民健康文化センターの指定管理者の指定については、さしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 令和5年度狭山市一般会計補正予算(第6号)

歳入 16款 国庫支出金、19款 寄附金、20款 繰入金、22款諸収入

歳出 1款 議会費、2款 総務費 及び債務負担行為について申し上げます。

○国際交流推進事業費中、特別旅費を1名分追加した理由は、との質疑に、

●来年は、市制施行70周年でもあり、今回統営市を訪問したこの機会を、来年以降にも引き継いでいきたいと考えている。今回この万博の補助金もあったことから、今後3年間、交流事業等を計画する中で、若手職員も渡航させて、国際交流の人材につなげていきたいと考え、1名増員した、との答弁。

○万博国際交流プログラム概要は、との質疑に、

●令和7年に開催される大阪・関西万博を契機に、地域住民と万博参加国が継続的な交流をしていくために、地方公共団体が交流相手国と交流をしていく事業に対して国が支援するものであり、狭山市としては姉妹都市である統営市との交流について計画書等を提出し、令和5年8月28日付で採択をされた、との答弁。

○国際交流推進事業として、来年1月に予定している行政視察では、どのようなことを確認し、協議していくのか、との質疑に、

●令和5年10月の訪問で、交流再開の確認を行い、来年の1月の訪問では、文化、そして教育などについて、どういった交流が再開できるか、どういった交流につなげてい

くかという、具体的な内容を協議し、確認する予定、との答弁。

○今回の万博国際交流プログラムは、年明けの2月29日までが事業対象とのことだが、当該年度に行った親善訪問を報告書として提出する予定は、との質疑に、

●今年度の事業実績については、来年の3月中に国に提出する予定、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、**多数**をもって原案のとおり**可決**すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました**議案**の審査の経過と結果について申し上げましたが、何とぞ慎重審議のうえ、当委員会の決定どおり、よろしく願い申し上げ、報告といたします。